２０１５年１０月 １日

**一般寄付金及び使途特定寄附金のお願い**

公益社団法人日本バリュー･エンジニアリング協会

会　長　　近　藤　史　朗

本会は、バリュー･エンジニアリング（ＶＥ）という技術の深耕及び普及により持続可能

で豊かな社会の実現及び公正かつ自由な経済活動の活性化を図ることを通して、国民生活

の安定向上に貢献することを目的に、講座事業や資格認定事業、講習事業、研究開発事業、

表彰事業等を行っている団体です。

　これらの事業に必要な費用には、会員の方々からいただく会費と事業収入を充てており

ますが、今後のさらなる事業拡充を図るには、多くの方々からの金銭的なご支援も必要と

なります。

　そのため、本会の目的と事業にご理解ご賛同をいただき、ご寄附をお寄せいただければ

幸いです。皆様方からいただく寄附金は、本会の「寄附金等取扱規程」に則り、有効かつ

適正に使用させていただきますので、何卒お願い申し上げます。

　なお、本会は内閣総理大臣から「公益社団法人」として認定されておりますので、本会

への寄附金には税法上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税（法人）の控除が

受けられます。

１．募集する寄附金の種類

|  |  |
| --- | --- |
| ⑴ 一般寄附金 | 　本会の会員又は本会の会員を含む社会一般に対して常時募ることにより、いただく寄附金です。全ての事業に使用（事業内管理費を含む）させていただきます。 |
| ⑵ 使途特定寄附金 | 本会の会員又は本会の会員を含む社会一般に対して常時募ることにより、いただく寄附金です。寄附者がその使途を特定することができます。 |

２．寄附金のお申し込み方法

　　　本会のホームページから書式をダウンロードし、所定の事項を記入のうえ、申込書

　　を郵便又はＦＡＸ、もしくは電子メールで本会の事務局にお送り願います。ご寄附の

額は任意です。

３．寄附金のお振込先

次のいずれかの銀行口座となります。

|  |
| --- |
| ① みずほ銀行　　　　　自由が丘支店 　　当座№１７９０９② 三井住友銀行　　　　自由が丘支店　　 当座№１２０２２２８③ 三菱東京ＵＦＪ銀行　自由が丘駅前支店 当座№９００１７７０ |

　　　※ いずれも口座名義は「公益社団法人日本バリュー･エンジニアリング協会」です。

　　　※ 誠に恐れ入りますが、振込手数料は寄附者の方のご負担でお願いいたします。

４．氏名の公表

寄附者の法人又は団体名、もしくは個人名は、本会のホームページ等で公表させて

いただきます。匿名とすることも可能ですので、希望される場合はお申し込みの際に

お申し出願います。

５．受領証明書の郵送

　　　寄附金のご入金を確認後、領収書（寄附金受領証明書）を郵送いたします。この

領収書は、寄附金控除に必要ですので、大切に保管願います。

６．寄附金控除

⑴ 法人の場合

　① 法人税上の優遇措置（法人税法施行令第77条第１項第３号）

　　　 法人からの寄附金等については、一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で、これ

と同額の範囲内で損益算入をすることができます。寄附した日を含む事業年度の

決算の際に、本会が発行した「領収証明書」を添付の上、申告を行ってください。

⑵ 個人の場合

　　① 所得税上の優遇措置（所得税法施行令第217条第１項第３号）

　　　　 寄附者の年間所得の40％を限度として、確定申告の際、前年１年間分（１月１日

～12月31日）の寄附金の合計金額から２千円を差し引いた金額が、寄附金控除の

対象となり、寄附者の年間所得から控除することができます（通常、確定申告の

時期は毎年２月16日～３月15日です）。なお寄附金控除を受けるためには、所轄

税務署で確定申告を行ってください。その際には、本会が発行した「領収証明書」

の添付が必要となります。また、勤務先などで行う年末調整等では控除の適用は

受けられません。

　　② 個人住民税上の優遇措置（各都道府県・市区町村が定めた条例による）

　　　　 各都道府県・市区町村がそれぞれ定めた条例により、寄附を行った翌年度の個人

住民税においても、寄附金控除の対象となる場合があります。寄附者の住所地の

自治体へお問合せください。

|  |
| --- |
| 【お問い合わせ先】**公益社団法人日本バリュー･エンジニアリング協会　事務局**あ〒154-0012 東京都世田谷区駒沢１－４－１５ 真井ビル６階あＴＥＬ．０３－５４３０－４４８８ ／ ＦＡＸ．０３－５４３０－４４３１URL：http://www.sjve.org　　 E－mail：info@sjve.org |